

8 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）・リスク対応方策

事前に備えるべき行動目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	リスク対応方策
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	・事業所等の防災体制の充実
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	・非常用電源や代替エネルギーの確保（再掲）
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	・事業者による事前対策 ・事業所等の防災体制の充実（再掲）
	5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	・道路施設の整備・耐震化 ・緊急輸送道路の整備（再掲）
	5-5 食料等の安定供給の停滞	・食料・物資等の供給体制の整備（再掲） ・物資・人員の輸送手段の確保 ・農業水利施設の整備及び老朽化対策
	5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	・給水体制の整備（再掲）
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	・非常用電源や代替エネルギーの確保（再掲）
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	・給水体制の整備（再掲）
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	・下水処理施設の整備・維持管理（再掲）
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	・道路施設の整備・耐震化（再掲）
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	・下水処理施設の整備・維持管理（再掲） ・治水対策施設の整備（再掲）
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・避難路の整備・確保 ・延焼予防 ・空家対策（再掲） ・建築物の不燃化等の促進（再掲） ・自主防災組織の充実強化（再掲） ・消防力等の充実強化（再掲） ・消防指令業務の広域化（再掲）
	7-2 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	・一般建築物の耐震化（再掲） ・公共建築物の耐震化等（再掲） ・緊急輸送道路の整備（再掲）
	7-3 調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生	・下水処理施設の整備・維持管理（再掲） ・治水対策施設の整備（再掲）
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	・有害物質の流出対策の実施
	7-5 農地等の被害による国土の荒廃	・農業水利施設の整備及び老朽化対策（再掲）
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物の処理体制の整備
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	・産業を担う人材の育成・確保
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	・農業水利施設の整備及び老朽化対策（再掲） ・治水対策施設の整備（再掲）
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・文化財保護対策の推進 ・自主防災組織の充実強化（再掲）
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・計画的な土地利用の促進 ・仮設住宅の建設候補地の確保
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	・平常時からの産業創出

※ 水色は重点化プログラム（国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして、国基本計画を参考に選定）

松伏町国土強靱化地域計画（概要版）

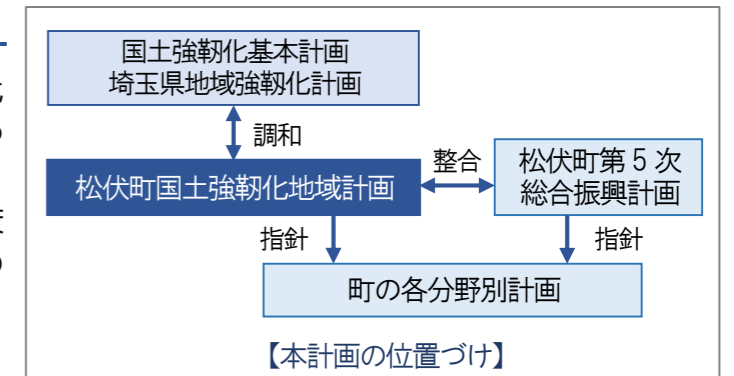
令和4年3月

1 計画策定の趣旨

国では東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」）」が公布・施行されました。平成26年6月には、国の国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」）」が策定され、埼玉県では平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画（以下「県計画」）」が策定されています。本町においても、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心なまちづくりを図るため、松伏町国土強靱化地域計画（以下「本計画」）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画や県計画と調和を保ちつつ、町政の指針となる「松伏町第5次総合振興計画」とも整合を図り、町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

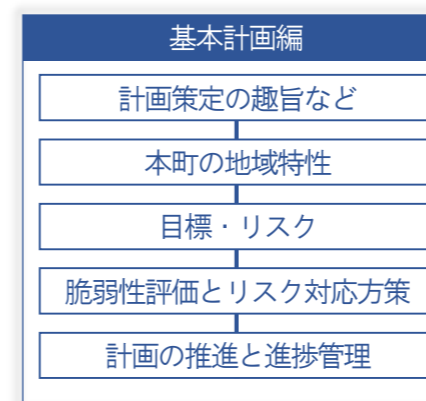


3 計画の期間

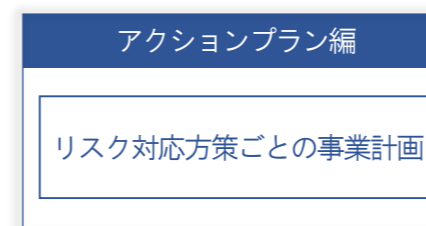
本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間としています。その間、町内外における社会経済情勢の変化や、国、県の国土強靱化施策の推進状況等を勘案し、本計画の見直しを行う予定です。

4 計画の構成

本計画は、「基本計画編」と「アクションプラン編」で構成されます。「基本計画編」では「基本目標」及び「事前に備えるべき行動目標」を設定し、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対するリスク対応方策を定めています。また、「アクションプラン編」では、リスク対応方策ごとの事業計画（概要と目標等）を掲げています。



- 基本目標 -
- 1 人命の保護が最大限図られる
 - 2 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - 4 迅速な復旧復興



- 事前に備えるべき行動目標 -
- 1 直接死を最大限防ぐ
 - 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 - 3 必要不可欠な行政機能は確保する
 - 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
 - 5 経済活動を機能不全に陥らせない
 - 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

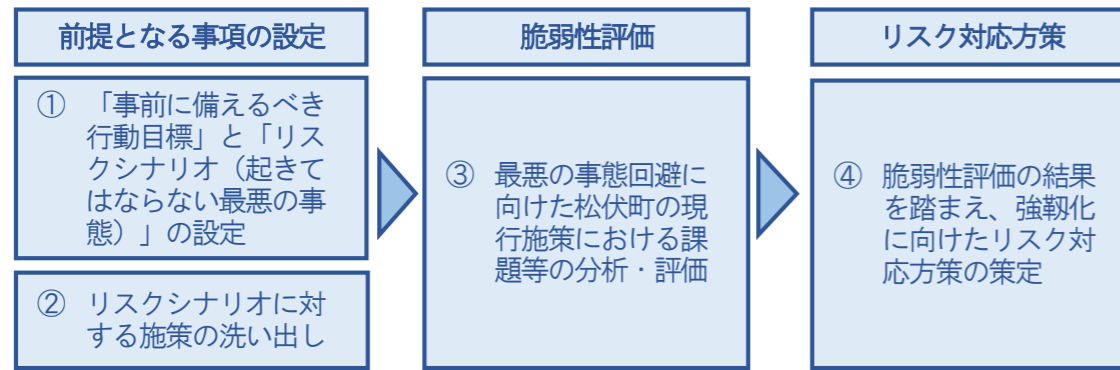
【本計画の構成】

5 リスクシナリオ（想定するリスク・起きてはならない最悪の事態）

本計画では、松伏町地域防災計画で想定している「茨城県南部地震」での被害及び台風等に伴う大雨、強風等による被害等の「大規模自然災害全般」を想定するリスクとしています。これらの想定するリスクと本町の地域特性を踏まえ、前述の8つの「事前に備えるべき行動目標」に対し、37の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定しました。

6 脆弱性評価とリスク対応方策

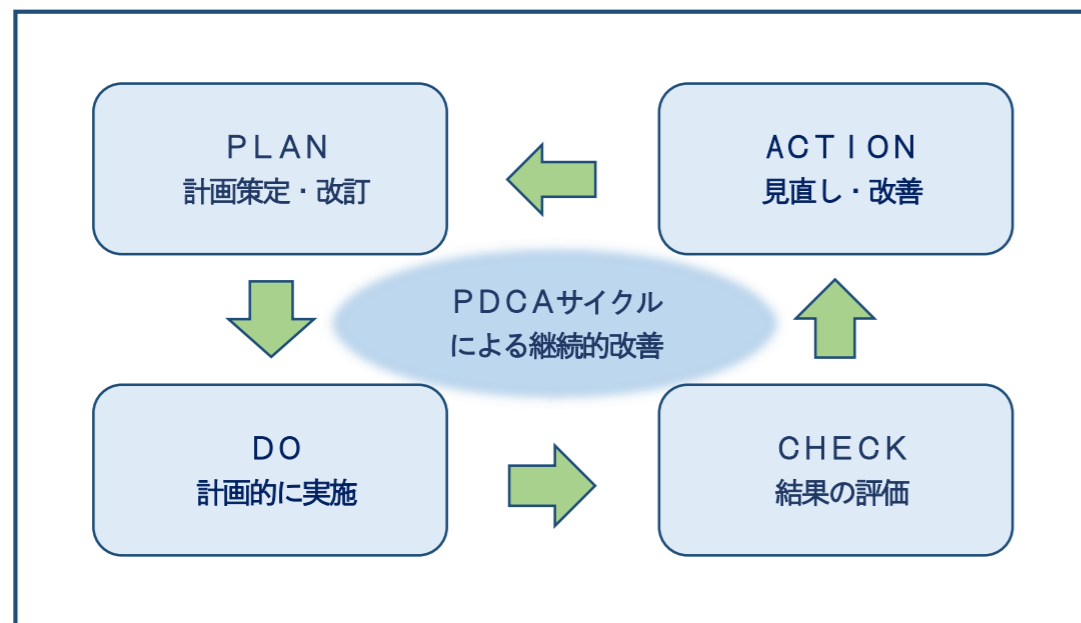
大規模自然災害に対して町が抱える課題や脆弱性（弱点）を洗い出し、現行施策について分析・評価するとともに、37の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するリスク対応方策を次の手順で検討し、設定しました。



【脆弱性評価・リスク対応方策検討の手順】

7 計画の推進と見直し

本計画は、今後の社会経済情勢等の変化、国土強靱化施策の動向、町の強靱化事業推進状況等を勘案し、PDCAサイクルによる継続的な改善を図るよう見直していきます。



【PDCAサイクルによる本計画の推進と見直し】

8 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）・リスク対応方策

事前に備えるべき行動目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	リスク対応方策
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	・一般建築物の耐震化 ・公共建築物の耐震化等 ・耐震化の周知 ・空家対策
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	・消防力等の充実強化 ・建築物の不燃化等の促進 ・学校・事業所における防災教育
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	・治水対策施設の整備 ・災害情報の共有と町民への適切な提供 ・要配慮者の避難支援体制の整備 ・水害に関する知識の普及
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・緊急輸送道路の整備 ・食料・物資等の供給体制の整備 ・非常用電源や代替エネルギーの確保 ・給水体制の整備 ・災害時救援物資集積場所の確保 ・石油類燃料の調達・確保 ・家庭内備蓄の推進
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・ヘリコプター臨時離着陸場の整備
	2-3 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・防災用資機材の備蓄 ・自主防災組織の充実強化 ・防災知識の普及 ・消防指令業務の広域化 ・消防力等の充実強化（再掲） ・学校・事業所における防災教育（再掲） ・防災訓練の実施
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	・帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援 ・食料・物資等の供給体制の整備（再掲）
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	・傷病者搬送体制の整備 ・初期医療体制の整備
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・下水処理施設の整備・維持管理 ・感染症予防のための各種健（検）診や予防接種の推進
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・指定避難所の整備 ・要配慮者に配慮した避難環境の整備 ・避難所管理・運営マニュアルの作成
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	・地域防犯体制の充実
	3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・防災拠点の整備・強化 ・地域防災計画の推進 ・公共建築物の耐震化等（再掲） ・職員の危機対応・危機管理体制の強化 ・相互応援体制の構築 ・受援体制の整備
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	・情報収集伝達体制の整備 ・情報通信設備の安全対策
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・災害情報の共有と町民への適切な提供（再掲）
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・災害情報の共有と町民への適切な提供（再掲） ・要配慮者への情報伝達体制の整備

※ 水色は重点化プログラム（国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして、国基本計画を参考に選定）